

## *PwC Legal Insight (No.01/2019)*

# タイにおける個人情報保護法

Issue 08 Mar 2019

**pwc**

.....  
タイにおける個人情報保護法  
(Personal Data Protection Act)  
が国家立法議会にて承認されまし  
た。  
.....

タイにおける個人情報保護法 (Personal Data Protection Act) が、2019年2月28日に国家立法議会によって承認されました。国王による承認の署名がなされた後に、官報に掲載され、法律として施行される予定です。

今後、個人情報保護法を実務上、運用するに当たって、必要となる実務的な枠組みを定めた下位法令が、制定されることを見込まれます。

個人情報の収集、使用および開示に関する多くの条項は、個人情報保護法が官報に掲載されてから1年後に施行されます。

個人情報保護法の主な内容は、以下をご覧ください。

項目	個人情報保護法の主要な点
重要な用語の定義	<p><b>個人情報</b> 個人を直接または間接に特定できる情報が個人情報として扱われます。個人に関するセンシティブな情報も個人情報保護法の下で管理されます。個人情報には、ビジネスに関する情報(肩書、就業先の住所、連絡先)および故人に関する情報は含まれません。</p> <p><b>個人情報管理者</b> 個人情報の収集、使用、開示に関する決定権限を持つ自然人または法人を指します。</p> <p><b>個人情報取扱者</b> 個人情報管理者の指示に基づき、または、その代理として、個人情報の収集、使用、開示を行う自然人または法人を指します。</p>
個人情報の収集	<p>個人情報の収集には、個人情報保有者の同意が必要となります。また、個人情報の収集は、個人情報管理者によって行われる適法な活動に、直接に関連する情報を対象として、行われなければならないなりません。個人情報を収集する際には、事前または同時に、以下の情報が個人情報保有者に通知されなければならないなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報を収集する目的</li> <li>2. 個人情報を提供する法律上、契約上の必要性および個人情報の提供がされない場合の影響</li> <li>3. 収集対象となる個人情報およびその個人情報が保管される期間</li> <li>4. 収集された個人情報の開示先に関する情報</li> <li>5. 個人情報管理者の連絡先</li> <li>6. 個人情報保有者が有する権利</li> </ol>
同意	<p>個人情報保護法において、個人情報保有者の同意は必須条件であり、個人情報処理のプロセスにおいても不可欠な要素となります。適法な同意とは、いかなる状況においても、個人情報保有者に不必要な条件を強制せず、かつ、以下の条件を満たすものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. データが収集、使用、開示される前またはその時に、書面または電子的方法で、個人情報保有者より明確に同意の旨が提示されること。</li> <li>2. 同意が示された文章に対して、容易にアクセスが可能で、その書式や内容は理解しやすいものであること。かつ、</li> <li>3. 個人情報は、個人情報保有者より、無償で提供されること。</li> </ol>
適用範囲	<p>個人情報保護法は、タイ国内に所在する個人情報管理者および個人情報取扱者が行う個人情報の収集、使用または開示(タイ国内またはタイ国外かを問わない)に対して適用されます。</p> <p>個人情報管理者または個人情報取扱者がタイ国外に居住する場合においても、以下に該当するときは、個人情報保護法が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイに所在する個人情報保有者に対して、製品やサービスの提供を行うために個人情報の収集、使用、開示が行われる場合(個人情報保有者からの対価の支払いの有無は問わない)</li> <li>2. タイに所在する個人情報保有者の行動を把握するために、個人情報の収集、使用、開示が行われる場合</li> </ol>
個人情報保有者の権利	<p>個人情報保護法において、個人情報保有者は、以下の法的権利を有します。</p> <p>個人情報に関する同意を撤回すること。しかし、既に、同意に基づいて行われた個人情報の収集、使用または開示を取り消すことはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報管理者が管理する個人情報へのアクセスまたはコピーを請求すること。</li> <li>2. 個人情報の収集、使用または開示に対して反対すること。</li> <li>3. 以下の場合には、個人情報管理者に対して、個人情報の抹消、個人情報の匿名化、または、第三者が当該情報から個人情報保有者を特定できないように請求すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 同意目的に照らして、個人情報の保管が不要になった場合</li> <li>(2) 個人情報保有者が同意を撤回した場合</li> </ol> </li> <li>4. 個人情報管理者に対して、個人情報の使用を停止すること。</li> <li>5. 個人情報管理者に対して、個人情報を正確かつ完全で、最新に保つようすることを請求すること。</li> <li>6. 個人情報管理者、個人情報取扱者、または、これらの者の従業員や請負人が個人情報保護法に違反し、その内容を遵守しない場合には、苦情を申し立てること。</li> </ol>

	<p>個人情報保有者は、いかなる時も、上記権利を行使する事ができます。個人情報管理者は、個人情報保有者の要求に対して、個人情報保護法で定められた期間内に対応しなければなりません。対応が遅延する場合や対応内容に不備がある場合には、罰則が適用される可能性があります。</p>								
<p><b>個人情報管理者と個人情報取扱者の義務</b></p>	<p>個人情報の取扱いに関して、個人情報管理者および個人情報取扱者が負う義務は以下の通りです。</p> <p><b>個人情報管理者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の事項を個人情報保有者に通知すること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報の収集、使用、開示の目的</li> <li>(2) 収集された個人情報は、上記の目的にのみ使用される旨</li> <li>(3) 個人情報保有者による同意が撤回された場合に生じる影響</li> </ol> </li> <li>2. 個人情報が許可なく、または不法な方法で紛失、アクセス、使用、変更、改変または開示されることを防止するため、適切な対策を講じること。</li> <li>3. 個人情報が許可なく、または、不法な方法で、個人情報管理者以外の権限を有しない者に使用または開示されることを防止すること。</li> <li>4. 個人情報保護法で定められている期間以上にわたり保管されている情報や、目的外の用途で保管されている個人情報を検知・管理するシステムの導入。</li> <li>5. 個人情報が不適切に利用されていることに気づいた場合、または、その事を警告された場合には、72時間以内に個人情報管理局に通知すること。</li> <li>6. 個人情報保有者が、個人情報について認められている権利を行使した場合には、当該請求に応じること。</li> </ol> <p><b>個人情報取扱者</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報を収集、使用または開示する際には、個人情報管理者の指示を順守すること。</li> <li>2. 個人情報が許可なく、または不法な方法で紛失、アクセス、使用、変更、改変または開示されることを防止するため、適切な対策を講じること。</li> <li>3. 個人情報に関する違反が起きた場合には、個人情報管理者に通知すること。</li> <li>4. 個人情報処理の活動を記録し、保管すること。</li> </ol>								
<p><b>個人情報保護担当者</b></p>	<p>個人情報管理者および個人情報取扱者は、個人情報保護法に定める一定の事由に該当する場合には、個人情報保護担当者を任命する必要があります。</p> <p>個人情報保護担当者は、独立した地位を有し、組織の従業員、顧客、プロバイダー、その他の者による個人情報の取扱いが個人情報保護規定を遵守していることに対して主要な責任を負います。</p>								
<p><b>法律違反</b></p>	<table border="1" data-bbox="472 1464 1474 1713"> <thead> <tr> <th>責任</th> <th>主な処罰(詳細は個人情報保護法に記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 民事責任</td> <td>裁判所の裁量による賠償</td> </tr> <tr> <td>2. 刑事責任</td> <td>1年未満の懲役または100万バーツ以下の罰金。または、その両方。</td> </tr> <tr> <td>3. 経営責任</td> <td>500万バーツ以下の罰金(罰金が支払われない場合には、裁判所は財産の差押えを命じることができ、または、財産を競売にかけため、財産の使用を禁ずることができる)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>重要事項</b></p> <p>法人が法律に違反した場合に、その法人の代表としての権限を有する取締役、管理職、その他の者が法令違反に加担しているとき、または、法令違反に気づいていたが、必要な処置を取らなかったときは、これらの者は、法令違反を行った法人と同様の責任を負います。</p>	責任	主な処罰(詳細は個人情報保護法に記載)	1. 民事責任	裁判所の裁量による賠償	2. 刑事責任	1年未満の懲役または100万バーツ以下の罰金。または、その両方。	3. 経営責任	500万バーツ以下の罰金(罰金が支払われない場合には、裁判所は財産の差押えを命じることができ、または、財産を競売にかけため、財産の使用を禁ずることができる)
責任	主な処罰(詳細は個人情報保護法に記載)								
1. 民事責任	裁判所の裁量による賠償								
2. 刑事責任	1年未満の懲役または100万バーツ以下の罰金。または、その両方。								
3. 経営責任	500万バーツ以下の罰金(罰金が支払われない場合には、裁判所は財産の差押えを命じることができ、または、財産を競売にかけため、財産の使用を禁ずることができる)								

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Vunnipa Ruamrangsri  
Nopparat Lalitkomon  
Korapat Sukhummek

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@pwc.com)

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@pwc.com)

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀 (0 2844 2102/Mobile:06 26032435) [aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) [tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2019 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).